

第75回定時株主総会

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個別注記表

松尾電機株式会社

上記の事項につきましては、法定及び当社定款の規定に基づき、
お送りする書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社法及び金融商品取引法に基づく内部統制システム構築に関する基本方針及び当該体制の運用状況は次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①代表取締役社長は、取締役及び執行役員（以下、総称して本項において「役員」という）の中からコンプライアンス管理担当役員を指名する。
- ②コンプライアンス管理担当役員は、当社のコンプライアンス管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてコンプライアンス管理体制を整備する。
- ③コンプライアンス最優先の一環として、社会的秩序や健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、統轄部署を設置し、警察署及び顧問弁護士等と連携し、断固とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断する。
- ④代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し当社の内部監査体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理システムを用いて取締役の職務執行の効率性を確保する。

- ①役員により構成される経営会議を開催し会社に影響を及ぼす重要事項の審議及び部門ごとの目標と実績の進捗管理を実施する。
- ②経営環境の変化により迅速に対応するために執行役員制度の機能の充実を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役の職務の執行に係る重要書類については10年以上保管するものとし必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役社長は、役員の中からリスク管理担当役員を指名する。
- ②リスク管理担当役員は、当社のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてリスク管理体制を整備する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が使用人を求めた場合は職務を補助するスタッフを配置し、そのスタッフは監査役の指示、命令により業務を遂行する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と必要に応じて会合を行う。
- ②監査役は、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役及び使用人から報告及び意見を求めることができる。
- ③役員は、法令及び定款に違反する行為を発見した場合、会社に著しい損害あるいは不利益が生じた場合等は監査役に報告する。
- ④監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑤監査役が、監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①代表取締役社長は、役員の中から内部統制システム運用責任者を指名する。
- ②内部統制システム運用責任者は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すべく明確な職務分掌、内部監査体制を構築する。

③内部統制システム運用責任者は、資産の取得、使用及び処分を正当な手続き及び承認の下で行うために明確な規程、職務分掌、内部監査体制を構築する。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①代表取締役社長が、コンプライアンス管理担当役員及びリスク管理担当役員を指名し通達で職制を通じて周知している。
- ②役員により構成される経営会議を定期的で開催し、コンプライアンス管理担当役員及びリスク管理担当役員がそれぞれの事項を文書で報告している。
- ③取締役会を定期的で開催し、監査役も出席した上で取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していること並びに取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認している。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	2,469,365	552,439	552,439	△738,890	△738,890
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				28,802	28,802
自 己 株 式 の 取 得					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	28,802	28,802
当 期 末 残 高	2,469,365	552,439	552,439	△710,088	△710,088

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△2,285	2,280,629	2,280,629
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		28,802	28,802
自 己 株 式 の 取 得	△73	△73	△73
当 期 変 動 額 合 計	△73	28,728	28,728
当 期 末 残 高	△2,359	2,309,357	2,309,357

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

 其他有価証券

 市場価格のない株式等

 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

 製品・仕掛品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

 原材料・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

 貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

 定額法

 主な耐用年数

 建物 38年

 機械及び装置 9年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

 定額法

 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3. 繰延資産の処理方法

 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、コンデンサ及びマイクロヒューズ等の回路保護素子を中心とした、電子部品の製造販売を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、製品の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には出荷時に収益認識しております。

6. その他

当社は、コンデンサ製品の取引に関して、米国において、当社を含む複数の日本企業等を相手取り、民事訴訟が提起されています。

独占禁止法に関連するこれらの調査・訴訟等に伴い発生する費用は将来も発生すると予測されますが、既に計上した費用を除いて、これらの費用を現時点で合理的に見積ることは困難です。

重要な会計上の見積り

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	64,657 千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産の計上にあたり、事業計画を基礎とした将来の課税所得の十分性、タックスプランニングの存在の有無および将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎とし、現在の状況及び入手可能な情報等による合理的な仮定に基づいて行っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見込み額の変化や、その他の要因に基づき繰延税金資産の回収可能性の評価が変更された場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更

(退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数として10年で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を5年に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(退職給付制度の移行)

当社は、2023年4月1日付で退職給付企業年金制度を確定拠出企業年金制度へ移行しました。本制度移行に伴う会計制度につきましては、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日改正)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告 第2号 2007年2月7日改正)を適用し、当事業年度に退職給付制度改定益126,319千円を特別利益に計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているのは、次のとおりです。

売掛金	103,385 千円
-----	------------

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

電子記録債権	67,986 千円
定期預金	700,000 千円
建物	133,264 千円
土地	602,516 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,430,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	59,988 千円
長期借入金	18,391 千円

3. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるこれらの契約に基づく借入末実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	1,800,000 千円
借入実行残高	1,430,000 千円
差引額	370,000 千円

4. 財務制限条項

当社の借入金にかかる契約のうち、一部の契約には財務制限条項が付されています。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 16,792,343 千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれています。

損益計算書に関する注記

1. 独占禁止法等関連損失

課徴金等	132,888 千円
弁護士報酬等	77,586 千円
合計	210,474 千円

2. 関係会社との取引

売上高	655,228 千円
-----	------------

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,210,000	—	—	3,210,000

(変動事由の概要)

変動はありません。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,660	105	—	2,765

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加	105 株
------------------	-------

3. 配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産

従業員賞与損金算入限度超過額	22,299 千円
退職給付引当金繰入限度超過額	172,700 千円
減損損失	74,923 千円
繰越欠損金	1,240,182 千円
その他	120,736 千円
繰延税金資産小計	1,630,841 千円
評価性引当額	-1,566,183 千円
繰延税金資産合計	64,657 千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性及び利回りを重視した運用を行うこととしており、短期的な預金等に限定して行っています。

資金調達については、銀行等金融機関からの借入及び社債発行によっています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、外貨建の営業債権については、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほぼ全てが4ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されています。外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されています。

短期借入金は、主に運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク、金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内の規定に従い担当部門が取引先ごとに期日及び残高管理を行い、財務状況の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っています。

②市場リスク（市中金利の変動に係るリスク）の管理

短期借入金については、金利の変動リスクに晒されていますが、短期であるため限定的です。

外貨建の債権・債務については、為替の変動リスクに晒されており、為替予約等を利用することで為替の変動リスクの低減を図る方針です。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経理部門が、毎月資金繰計画を作成・モニタリングし、取締役会に報告する体制をとっています。また、当座貸越極度額を設定しており、必要に応じ、資金手当を行い手元流動性を確保できる体制をとっています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5)信用リスクの集中

当事業年度末日現在における営業債権のうち22.3%が、特定の大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

単位：千円

	貸借対照表 計上額	時価	差額
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	75,900	75,910	10
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	971,143	957,209	-13,933

※1 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金及び短期借入金は、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

※2 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 投資有価証券	15,000

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	1,788,912
受取手形	11,253
電子記録債権	328,490
売掛金	717,878
合計	2,846,534

(注2) 長期借入金、その他有利子負債の決算日後の返済予定額

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,430,000	—	—	—	—	—
社債	22,600	22,600	22,600	8,100	—	—
長期借入金	198,852	167,203	146,606	133,956	51,357	273,169
合計	1,651,452	189,803	169,206	142,056	51,357	273,169

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表に計上している金融商品
 該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	—	75,910	—	75,910
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	957,209	—	957,209

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識関係に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

単位：千円

	報告セグメント			その他	合計
	タンタルコンデンサ事業	回路保護素子事業	計		
顧客との契約から生じる収益	2,910,849	1,170,545	4,081,394	128,563	4,209,958
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,910,849	1,170,545	4,081,394	128,563	4,209,958

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社は以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

- (1)顧客との契約を識別する
- (2)契約における履行義務を識別する
- (3)取引価格を算定する
- (4)取引価格を契約における履行義務に配分する
- (5)履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社は、コンデンサ及びマイクロヒューズ等の回路保護素子を中心とした、電子部品の製造販売を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、製品の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益金額を理解するための情報

(1)契約残高等

該当事項ありません。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

関連当事者との取引に関する注記

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)など

会社名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末残高
釜屋電機株式会社	直接 26.2%	その他の関係会社	当社製品の販売	655,228 千円	売掛金	103,385 千円

(2)親会社等との取引に関する事項

当社は、その他の関係会社である釜屋電機株式会社とは営業上の取引関係がありますが、その取引条件は市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。

また、当社取締役会を中心として当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続きについては問題ないものと考えております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 720 円 05 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 8 円 98 銭 |